

第14回 官業民営化等WG 議事録（法務省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月22日（金）14:00～15:30
2. 場所：永田町合同庁舎1階第4会議室
3. 項目：登記事務、公証事務、競売手続
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、福井専門委員
法務省
民事局 民事第二課長 後藤 博（以下「後藤民事第二課長」という。）
民事局 商事課長 團藤 丈士（以下「團藤商事課長」という。）
民事局 民事局付 江原 健志（以下「江原民事局付」という。）
民事局 参事官 小野瀬 厚（以下「小野瀬参事官」という。）

福井専門委員 どうも、お忙しいところありがとうございます。

それでは、「登記事務・公証事務」でまとめてよろしいですね。その残りで「競売」ということとし、「登記事務・公証事務」を合わせて7～8分ぐらいで、資料のポイントを御説明いただければと存じますので、よろしく願いいたします。

後藤民事第二課長 それでは、資料に基づいて御説明させていただきます。

まず、最初の論点は、登記・公証事務について、当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、ある場合はその具体的内容、当該制限の存在の合理的な説明ということでございます。

登記事務につきましては、不動産登記法、商業登記法いずれも、登記所に勤務する法務事務官のうち、法務局長または地方法務局長が指定した者が登記官として取り扱々とされております。

これは、登記事務について、独任制の国家機関である登記官が、自己の名において独立完結的に登記事務を処理する権限を有することを明らかにしたものであると一般に解されております。

この理由でございますが、「これは」のところに書いてございますように、従来から申し上げていることでございますけれども、法律的判断に基づいて国民の権利義務を認定し、これを公示するものであって、公正・中立な判断が要求されること。裁判所が行う民事司法作用に類似する準司法的な性格を有すること。

登記官につきましても、民事訴訟法上の裁判官の除斥の規定に類似する除斥の規定が設けられておりますこと。

それから、事件ごとの個別性が強く、対象となる法的分野も多岐にわたるので、定型的な判断によることはできず、登記官がする処分の正当性は、専ら当該事件を担当した登記官の専門的な知識経験と法的素養とに依拠していること。

したがって、この登記官の判断を尊重するとともに、その責任の所在を明確にしておく必要があることにより、こういう独任制の国家機関という制度が取られていると理解しております。

実際にも、多種多様な登記申請について審査・判断しておるということは従前から申し上げているとおりでございますけれども、表示登記に関しては職権主義がとられておりまして、2ページ目の(注)を見ていただきますと、表示に関する登記でございますけれども、取引の安全、円滑に資するというだけでなく、行政上も固定資産課税台帳の基礎を形成し、道路、土地改良、土地区画整理等の行政上の基礎資料ともなっておるということでございます。

こういう規定がございますことから、現行法上認められている登記官の強力な権限は、登記官が独任制の国家機関であることに由来するもので、登記制度の骨格を成すものということでございまして、したがって、登記事務をアウトソーシングすることは、前記の規定によって制限されているものと解しております。

公証事務につきましては、公証人は、公証人法の規定により法務大臣から任命されるものでありますが、国家公務員法上の公務員ではなく、独立採算で各自がその職務を遂行しているものであることから、平成14年度から公募制度を導入したことに伴い、既に民間に開放されているものと認識しております。

したがって、このような公証人制度を定める公証人法は、それ自体が、一般の公務員から公証人へと公証業務をアウトソーシングしているものということができるということでございます。

続きまして、2番目の論点でございますが、公務員以外の者であっても、弁護士や司法書士等、能力を有する者が一定の経験・研修を受けることで可能になるのではないかと御指摘でございます。

「1 登記事務の性格について」は、従前から申し上げておりますとおり、不動産登記、商業・法人登記、いずれも国家の基本となる国土及び法人の管理の中核となる国家運営の基本を成す制度であると理解しておりますので、国家公務員であり、独立の国家機関である登記官によって行われる必要があると理解しております。

「2 登記事務処理に必要な能力・経験について」でございますけれども、これも前回、御説明申し上げたとおりでございますが、不動産登記につきましても、ここにございますように、登記簿に記載されている権利関係、中には単純なものもございますけれども、最近、多数の抵当権、質権がついているもの、条件つき所有権移転の仮登記が存するもの、共有物件となっているもの、区分所有建物となっているもの等々、複雑な案件は大変多くございます。そういうものにつきまして正確に把握する必要があるということでございます。

商業登記につきましても、前回、御説明をしたとおりでございます。

4ページに参りまして、上から3行目以降でございますけれども、私どもとしましては、必要な知識・判断能力は個人的な研さん、短時間の研修のみで獲得し得るものではなく、登記所の職員として、多数の事件処理を通じた研さんにおいて培われるものであると考えております。すなわち、組織として効率的な研修制度、有能な人物を養成するための人事制度、情報の共有化等を通じて可能となるものであり、更に、これらを制度化することにより、登記官個人の資質に左右されない永続的かつ均質的なサービスを提供することが可能となるものと考えております。

「3 弁護士や司法書士等が一定の経験や研修を受けることで登記事務が可能になるとの意見について」でございますけれども、そもそも、どのような資格、組織、体制で登記事務を行うというこ

とを想定されているかは明らかでございませぬけれども、弁護士は、弁護士法上、司法書士の業務を行うことができるとはされていますけれども、その養成過程、実務の実情を見ましても、登記実務について十分な経験を有していると評価できる者はほとんどいないといっても過言ではないと思っております。

また、司法書士は、登記申請代理を業として行っているわけでございますけれども、取扱件数や事件の種類は、登記所職員のそれらと比べて限定的であり、また、司法書士は依頼者からの依頼を受けた後、時間をかけて必要な調査を行い、なお不明な場合には登記所に照会するなどした上で、申請を行うことが可能であるのに対し、登記所の職員は、弁護士、司法書士、会社法務担当者等からの照会に対し、迅速に回答をし、また、申請後、迅速かつ的確に審査・判断をしなければならないという点で決定的な相違があると考えております。

これらの相違点を考えますと、たとえ資格試験を経ているとはいっても、少々の経験や短時間の研修をもって登記官と同等の事務処理が可能となるような能力を身に付けることは極めて困難と言わざるを得ないと考えております。

3番目のマニュアル化の点でございます。

「全国統一的な基準」をマニュアル化すればいいのではないかという御指摘でございますが、これにつきましても、前回の御説明申したとおりでございますが、登記官の具体的な事件処理に当たりますには、権利関係を登記簿に基づいて把握した上で、権限がある者からの申請かどうか、有効な法律行為が行われているかどうか、登記によって不利益を受ける第三者がある場合にはその同意を得ているかどうか等の審査をするわけでございます。

その審査に当たっては、ここにあります民法、不動産登記法等々、もろもろの私法法規、それから、農地法、土地区画整理法等の行政法規を理解した上ですということ、個別具体的な事件関係につきましても、無数のバリエーションがあり、それらすべてに対応するマニュアルを用意することは非常に困難であると考えておまして、要はそれぞれの担当者が、必要な法令・先例を踏まえて、個々の事件について適切な事務処理を行う必要があるということだと考えております。

そうは言っても、登記はそう難しい事件がないのではないかというような御指摘もこの間ございましたので、5ページにありますように、①②③④⑤とありますが、普段、この種の民事執行の妨害目的の登記とか、あるいは隣地を取り込んだり、架空の地を取り込んだりして過大な地積をつくり出す登記申請等のチェック。

あるいは、金融業者が根抵当権設定の仮登記を非常に多用しておりますけれども、それに基づく本登記の手続は非常に利害関係人の範囲とか、あるいは本登記に伴ってどの範囲の登記を消すべきかという困難な判断を求められていること。

あるいは、6ページにございますけれども、③にありますように、犯罪でございますが、成りすましによって不実の登記をしようとするときには、最初は簡単に登記から来るわけでございますけれども、名義人の住所変更とか、所有権移転の仮登記の申請をして、登記所がこれでいい、その印鑑証明書は通用すると思いと、次に、これも犯罪ですけれども、本当の所有権移転登記の申請に出てくるというようなことがあり、一連の流れをチェックする必要がある。

更には、現在、カラーコピーで印鑑証明書とか登記済証が偽造される例が増えておりまして、こういうものをきちっとチェックする必要がある。

また、土地の分筆、地積更正等の登記におきまして、実地調査において、特に境界争いがあるような場合がございますが、関係人の理解を得つつ、調査をし、境界を確認する必要があるということでございます。

また、前回、申しませんでしたけれども、登記事務のうちの表示の登記に関する事務については、私どもで持っております登記所の地図、あるいは「地図に準ずる図面」と呼んでおります「公図」を基礎としておるわけでございますが、これのできが、精度が非常に悪い部分がございます、そういう地区においては登記事務自体、非常に困難を極めておると。地図の整備を早急に進めなければならないということで、私ども自身も、あるいは国土調査事業と協力して進めておるわけでございますけれども、なかなか一朝一夕に進まないということもあり、このような状況下で処理方法をマニュアル化して、登記官以外の者もこれを処理可能とするということは、事実上困難であると考えております。

商業登記に関しても、前回申し上げたところでございますけれども、ここにあるとおりでございます。

7～8分ということではございますが、登記の関係は以上でございます。

江原民事局付 併せて、4番目の御指摘でございます、公証人は実質的な公務員ということであるが、そうであるならば、現行の公証人のように、少ない数で独占的に公証事務を行うのではなくて、公証事務により発生する法的効果を、公証人以外の者に同様の行為規制を課した上で広く公証事務を行えるようにすれば、国民の利便性にもかなうという点でございます。

これにつきましては、冒頭に御説明申し上げましたとおり、公証人につきましては、御承知のとおり、平成14年から既に公募制度を開始しておりまして、民間に開放されているものであるという認識でございますので、ここに言う公証人以外の者に同様の行為規制を課した上で広く公証事務を行えるようにするというのは、結局、現在の公証人制度と同じ制度をもう一つつくるという結果になってしまうものと考えます。

現在、公証人は、各地域の公証事務の需要に応じまして、適正な人数を配置しておりますので、そうしますと、そのような必要性はないのではないかと考えております。

なお、御指摘にあります、公証事務により発生する法的効果につきましてですけれども、公証人の公証事務の多くは、前回のヒアリングでも申し上げましたが、多くは独占業務ではございません。ただ、一定の場合には特別な法的効果が与えられる場合がございます。このような特別な法的効果を伴うものにつきまして、個別に別の制度の必要性等が検討されている具体的な例としまして、例えば、執行証書の作成がございます。これにつきましては、司法制度改革の一環としまして、民間事業者の作成した和解調書へ同じように執行力を付与するということが個別に検討されたというふうに承知しているところでございます。以上でございます。

福井専門委員 ありがとうございます。それでは、質疑とさせていただきます。

登記ですが、恐らく、前回と基本的な御主張は変わっていないと思うんですが、これは要するに、高度で難しいから登記官でなければならない、敷衍して申し上げますと、そういう意味でございます

か。

後藤民事第二課長 登記事務の性質上、準司法的な作用としての意味もあるという主張もしております。

福井専門委員 権力的部分があるということと、もう一つは中身が高度であるという、その2点の理由で登記官の専属としたいということですね。

後藤民事第二課長 はい。

福井専門委員 そうすると、2つ目ですが、高度な事務ということについて、商業登記の例とか今の御説明の例ということは、この程度とは申し上げませんが、基本的には事実認定と法解釈の問題ですね。こういった問題について言うと、繰り返し申し上げますが、弁護士や司法書士に対して、仮にやれと頼み、実際やったとして、資格の性格なり、もともと有する知見からしてできない仕事であるはずがないとお見受けできるんですけども、なぜ、こういう業務が概念的に登記官しかできないのかという点の理由づけがわからなかったの、その点を補足いただけませんか。

併せて、今おっしゃったことの中にも、弁護士はそもそも登記事項なんか実際はやっていないし、司法書士は問い合わせがあってから時間をかけて回答するけれども、登記官はすぐにやる建前になっているというのがありますが、これは飛躍があります。弁護士は勿論、登記を中心的課題としてやっている人は少ないだろうということはそう思いますが、少なくとも、観念的には、弁護士は司法書士も兼ねているわけですから、業務事項に入っている。能力的には申し分ない建前です。やりたいという人がいたときに、別にそれをノーだといういわれはないと思いますので、それも含めて考えていただきたい。

それから、司法書士がすぐ答えなくてもよくて、登記官がすぐ答えねばならないというのは、そういうふうに法令を決めているからそうなっているだけであって、能力の証拠には何らならないと思いますので、この点も前提としてお答えいただければと思います。

後藤民事第二課長 必要な能力・経験についてということで、2枚目の問いの答えとして書かせていただいていますけれども、確かに高度かどうかという意味では登記官も、ここに書いてありますように、具体的な事件、登記簿にいろんな権利関係が書いてある。それで申請書が出てきて、申請書には、例えば契約書なりなんなりが付いていると。それで、申請の当事者はだれとだれだということを判断して決めると。

その法律的な判断が高度だと、私も高度だと申したいんですけども、そのこと自体は普通に法律家、法律実務家が裁判なら裁判で主張・立証することよりも高度だと申し上げているわけではないんです。それは、そういう意味で非常に基本的なことを法律判断しているということと、それから、非常に技術的だということを申し上げたいので、登記簿という、見た目は簡単ですけども、いろんな複雑な権利関係が入っているものを短い期間に読み取るという技術的な能力、それから、ここにも書いてありますけれども、偽造ではないかどうかとか、あるいは地積の更正にしる、分筆にしる、高度だと一言で言うよりも非常に技術的なもので、経験を積んで身に付けるべき能力だということを申し上げたいんです。

そのことは、ここにありますがけれども、登記所の職員として実務を通じて、あるいは研修を通じて、

そういうことに関する専門的かつ技術的な能力を身に付けてこそ登記官として仕事ができるということをお願いということでございます。

福井専門委員 そうであればなおさら、技術的なことを熟練して身に付けていただければ、その身に付けるべき方の身分が公務員であらねばならぬということにはならないわけですから、熟練ができるような形での参入の条件を整えれば司法書士法人などで十分対応できることではないでしょうか。

例えば、いろんなやり方があると思うんですけども、最初は登記官の非常に熟練した技術を身に付けた方が指導に行かれた上で、こういうときにはこうするんだというようなことを、例えば1年とか半年とか、研修的な形でやった上で徐々に移行するなどいろんなやり方があり得るわけです。

後藤民事第二課長 しかし、事務自体は登記所の事務として取り扱う必要があるものですから。

福井専門委員 勿論、今、申し上げているのは立法論の話ですから、登記事務自体を、例えば司法書士事務所ですることにする制度に変えたとしても、それはまさに練達した技術を承継させるだけの仕組みがあればいいわけですね。前もお聞きしましたが、登記官だって何年も経験積まれて、先輩から教えられてだんだん熟練するわけで、新人からいきなり一人前にできる人はいないわけですね。民間人だって同じことです。

要するに、民間人だから覚えが悪い、司法書士や弁護士だからだめだというのではなくて、それは法的な一定の基礎的な素養があって、まさに技術として熟達すればいいということであれば、おっしゃっていること自体が、むしろうまく条件整備すれば民営化に極めてなじむということの御主張にほかならないと思われます。

後藤民事第二課長 登記所という場所で登記事務をしながらということですので、それをやるのは結局、公務員ということになるんだと思うんです。

福井専門委員 例えば、登記所の場所で業務委託で丸ごと司法書士法人に委託したって全然構わないというのが我々のもともとの主張です。外にあってもいいかもしれないけれども、たまたま登記所が資料の保存等で便宜だというのであれば、今の登記事務所ですそれを民営化して、登記官の方も民営化された事務所の職員として同じような技術を発揮されるということもあり得ると思います。

後藤民事第二課長 専門性・技術性という点では私ども、登記という事務を通じて登記所の職員として長年経験を積んで登記官になるんだということを申し上げているので、それはそれで。

福井専門委員 同じ程度のものが必要かどうかはともかくとして、専門性・技術性であれば、似たような能力を涵養するような研修なりステップアップの仕組みを民間人であっても整えればいいだけではないですか。

後藤民事第二課長 それは実務を通じてそういうことを身に付けていただきたいということですので、その実務自体が登記事務となると。

鈴木主査 おっしゃっているのを聞いていると、ずっと長年、登記官吏としてやってきているものを、実務のやり方はわかっておる、どこに何を書いたらいいかもわかっておるという人がずっといるんです。それを民間に委託して、明日からそれができるかということをおっしゃられるような感じがするんです。それは明日からできないに決まっておるんです。

だけれども、一つの国の方針として官業を民間に移管する。つまり、それは包括的な委託をするな

り、あるいは場合によっては民営化するというような形でやっていくというポリシーの中でそれを民間に出すんだということになったら、それはある熟練期間というのが要るのは当たり前のことです。それは経過措置の問題ではないですか。

だから、その経過措置を経て、あるいはその人材も、それでは、今までの登記官吏はどうするんだというような問題になってくるといって、そういう民間委託の中で採用されるということもあれば、そっくりそのままノウハウは継続されるわけだし、そして、新たに入ってきた人でも必要な丁稚時代というのか、要するに訓練時代を経ればできてくることなんです。

だから、トランスファーできないという議論は、瞬間的にはできないくらいはこっちだってわかります。だけれども、ある時間というものをリーズナブルに付ければできる話ではありませんかと。そのペースで議論をしてくださいということをおっしゃるわけなんです。

後藤民事第二課長 ですから、まず、登記事務の性格があって、もともと。

福井専門委員 そこは、さっき2つに整理した最初の問題ですね。

後藤民事第二課長 そうです。分けて考えられれば別にいいんですけども。

福井専門委員 分けて議論したいんです。専門性・技術性というのが独立の理由になる以上、まず、そこだけ締めましょう。だから、今、我々が整理したような形でなおかつ支障がある場合が本当にあるかどうかです。

後藤民事第二課長 そういう事務を行いつつそういう作業を行うこと自体が公務だということで、途中で司法書士事務所がやっているのは公務ではない。

福井専門委員 それはやめましょう。さっき2つに分けておっしゃったんだから、都合が悪くなったらもう一つを込み込みにして議論するのはおかしい。

後藤民事第二課長 両方の理由があると申し上げているので。

福井専門委員 両方だから、独立に議論しましょう。専門性・技術性の確保という観点で言えば、今、申し上げたような形でちゃんと技術移転をするような仕組みがあれば、それは主体が公務員だということとはむしろ関係ないということを御主張になっていると理解したのです。

後藤民事第二課長 分けて考えるといっても、例えば5ページの「登記の正確性を確保するため」云々と書いてありますけれども、専門的であるけれども、それがその専門性・技術性と同時に権力の行使もしているんです。

福井専門委員 だから、それを分けてやりましょう。今、専門的・技術的だから、要するに、熟達・熟練が必要で技術だとおっしゃったから、その点に関して申し上げれば、それは別に公務員の専売特許ではないということをおっしゃっています。

後藤民事第二課長 それは専門的・技術的なんですけど、登記官として。

福井専門委員 権力性があるかどうかと、専門性・技術性があるかどうかというのは何も関係もないです。権力性があったって、ただ逮捕・拘禁するとか全然知恵の要らないことだってあるわけですから。

後藤民事第二課長 何も関係がないと言われると、どうもよく理解できませんけれども。福井専門委員 法律の専門家なんだから、それは後藤さんが一番よく御存じのはずです。権力性の問題と、

専門性・技術性の判断は、最高裁の判例だってそうですけれども、全く独立の判断です。あえて一緒にする姑息な議論はやめましょう。

後藤民事第二課長 いえ、そういう登記官としての事務を行いながら、技能を。

福井専門委員 であれば、専門性・技術性についても反論はないということで、次の議題でそれをやろうと思っていましたけれども、移っていいですね。固有にあるのなら、専門性・技術性のことでおっしゃってください。

それでは、次に、その権力性の話をやりましょうか。

團藤商事課長 よろしいでしょうか。

今、おっしゃったのは、技術移転というのが実際の登記事務、いわゆる国民の皆さんが申請人としてやってこられる本物の登記事務を通じてということでしょうか。それとも、要は机の上のレクチャーとかを通じてということなのでしょうか。

福井専門委員 どっちもあると思いますけれども、それは前者もやった方がいいのではないのでしょうか。オン・ザ・ジョブ・トレーニングをやれば、民間人だって身に付くと思います。

團藤商事課長 それは民間人の方が、まさに登記官として事務を行うということを。

福井専門委員 いや、登記官という公務員の身分を持たなくてもやれるようにしろということですから、名前を付けると同義反復になってしまうわけですが、登記官が現在やっておられるのと同等の専門的・技術的高度な業務は、身分が民間人だからという理由でできないということにはならないというのが我々の主張です。

鈴木主査 ついでに、さっきあれしたけれども、場所はどこでやるんだという話があったけれども、今の登記所の場所でやればいいんです。行政財産に私権を設定することは自由だというふうに財務省は昨日も高らかに言っておるわけですから。

團藤商事課長 技術移転のお話もございましたが、また、専門資格者の能力というお話もございました。多分それは弁護士が弁護士法上、司法書士業務ができるんだから、それは事実認定と法律解釈はできるでしょうというお話もよくわかります。

ただ、ここで1つ、今の登記官のバックボーンになっている部分を御理解いただきたいのは、非常に多数のさまざまな事件処理を通じて今のバックボーンができてきているということであります。

弁護士の能力は法律解釈という点では高いのかもしれませんが、非常に抽象のレベルだと思いますし、また、司法書士の皆さんもそれぞれ得意分野というのがありだろうと思いますし。

福井専門委員 経験化されることに意味があるということで、そこは否定しません。登記官の卵だって採用されてすぐに、おっしゃるような高度なことがわかるわけではないわけです。最初はだれでもそうなので、今までやっていない人はある意味では白紙なわけですから。

團藤商事課長 ですから、今の制度では、前回、後藤の。

鈴木主査 私、さっきも言ったけれども、1、2、3、今日までは国、明日からはまるっきり違う人間が民間でやるといって、そんな極端なことを考えないでください。我々はそんなことを考えていない。

福井専門委員 だから、徐々に引き継げばいいわけです。

團藤商事課長 ですから、現在の登記官も、前回、後藤の方から20年というお話を申し上げましたけれども、まさに入りたての職員、右も左もわからないわけですが。

福井専門委員 でも、ひょっとしたら、弁護士さんだったら5年でそこに到達するかもしれませんよ。人によりますね。

團藤商事課長 勿論、それは高度の能力を持った方が今の登記所の職員になっていただいて、その登記所のシステムの中で経験を積まれるということであれば。

福井専門委員 そこが、この会議のそもそもの土俵に乗っていない議論なんです。それは人員の定員をどうするかというような議論ですから、この会議の与えられた任務は、公務員でなければできない業務でないものは民間にやっていただくということですから、あくまでもそこは入り口が違うと御理解いただきたい。

團藤商事課長 要は、国の組織であるということによって、先ほどもペーパーにも書いてございましたが、情報の共有化が図られる、特に商業法人の世界におきましては。

福井専門委員 国だからではありません。件数が多いからです。規模の利益です。公務員だからたくさん処理するのではなくて、1か所でたくさん処理しているからいろんな実例や難しい実例なり、特殊な事例も習熟するというだけのことでですから、それはどの程度の件数なり規模を一つところでやらせるのが規模の利益の最適な効率を達成するのかという、これは公務員か民かとは別の独立な論点です。それはそれで議論する余地はあると思います。

團藤商事課長 また、いろいろ人員配置の問題等でさまざまな規模の登記所において経験を積むことによって、さまざまな種類の事件も。

福井専門委員 そうですね。商業登記ばかりやるのではなくてとかですね。それも考えた方がいいと思います。そういうふうに建設的な議論をしていただきたいんです。

團藤商事課長 ですから、そういうさまざまなファクターがなお残る話なんだろうなと思っているんです。

福井専門委員 そうです。だから、そういう要素を、民間人であってもちゃんと失わないように経験させるにはどうしたらいいのかというふうに考えていただくと非常に議論がかみ合うわけです。

團藤商事課長 基本的に、なかなかおっしゃっておられるようなイメージの下で、どういうふうにしてそれを実現するのかというのが我々にはなかなか。

福井専門委員 その気になっていただければ極めて簡単なことだと思いますので、それはまたゆっくり議論したいと思います。

鈴木主査 我々は、そういうことに対して法務省が御理解されて、そして、そういうものができてくるならば、勿論、それは他人事みたいに思ってもらっては困るのです。そういうところに任せようというふうに、門戸を開放していただくということが第一だと思うのです。

その門戸さえ開放してもらったら、すぐに出ないかもしれません。しかし、やがて出てくるというのがビジネスの世界なのです。そういうようなものを利用して、それでは、そのときのトランスファーをどういうふうにするのか。

それから、今までの登記官というせっかくの経験を持っておる人たちをどう活用していくのかというのは、これが実態的な議論になっていきますけれども、入り口でそういう、今日の明日では引き継げないからだめだというふうにおっしゃられると議論は全然進まない話なのです。

ですから、そもそも、これは国でないとどうしてもできない、公務員でなければできないのだというのに対して、今、言われたような専門性云々というのは公務員でないとできないという問題ではないでしょうということになるだけ。ただ、あるのは、今までやっておったがゆえの、70年というものがあるだけでしょうと。その人たちの力を使ってもよいし、また、国は長年続くのだから、そういう人はやがて育つでしょうと。ここの発想の原点に立ってもらわないと困るわけなのです。

福井専門委員 権力性の話なんですけれども、これは前回以来、改めて今日申し上げるまでもなく、厳正・中立・公正という3つの要素をお示しになられていますが、恐らくわかっていて意図的に無視されているんだと思います。公務員でなくても中立性を保持したり、あるいはわいろを禁じたり、守秘義務を課したりということは、ほかに立法例が幾らでもありますし、権力性があるから公務員でないといけないということは、もうほかの省庁で、そういう余りにも素朴な議論をいまだに維持しておられるところはどこもありませんので、基本的な転換をしていただいた上で、実質的にどのように公正性なり中立性を担保するのかという、もうちょっと具体的で建設的なレベルで次回は議論させていただきたいと思います。おっしゃることは全く成り立たない議論ですから。

例えば、課税処分にしても賦課処分、滞納処分ともに、これは理論的には立法政策の問題として民間があり得るということは行政法理論でも、あるいは課税庁の行政庁の方でも前提として、今、議論をしているわけです。こんなことを言うておられるのは御省だけです。次回にもうちょっとゆっくり議論をしたいと思います。

後藤民事第二課長 私どもも、これは大事なことだと思っております。

福井専門委員 大事だから、なおさら法令でやればよいというだけのことで、公務員でないというのができないということは行政法理論の初歩を勉強されていないということにつながると思います。初歩的な、塩野さんを始め、どの教科書にでも書いてある話ですので、本気でこういうことを主張されるのであれば、もう一回、よく初歩の理論の部分から勉強していただきたいと思います。

それでは、済みません。そろそろ時間押していますので、よろしいでしょうか。

それでは、また、これは更に深めてまいりたいと思いますので、是非、前向きに御検討いただければと思います。

鈴木主査 公証人は。

福井専門委員 済みません、それでは、公証人の件について、若干ですが、これは執行証書の作成で既に民間移行がなされたという意味でございますか。

江原民事局付 公証人が行う特定の行為について、特別な法的効果が与えられているものとして執行証書の作成があって、それについて別の手段を用意しようという検討が今も継続して行われているというふうに認識しております。

福井専門委員 ということは、執行力の付与が公証人の専売特許ではない方向での立法論が現に動いているという意味ですね。

江原民事局付 そういう検討が、今、行われています。

福井専門委員 とすれば、それは非常に前向きないい情報ですので、同じように公証事務自体も民間に開放をする、要するに公証人という身分を持たない方でも公証事務、ないしは執行力を持つ和解調書なり執行証書の作成ができるようにするというのもう一步のところではないでしょうか。

江原民事局付 執行証書の作成についてはそういうことで検討されているとのことですが、それ以外の公証事務を包括してとらえる場合には、御承知のとおり、結局、現在の公証人が、既に公募制度も導入され、独立採算制を採用していることから、国家公務員法上の公務員でないわけですから、専門委員の御指摘のように、同様の行為規制を課した上でということであれば、結局、現在の公証人と同じ制度しかできないのではないかと考えております。

福井専門委員 今の公務員と同等の守秘義務や中立性、保持義務は全く同じようにかぶっている、いわゆるみなし公務員ですね。

江原民事局付 みなし公務員とは言われていないと思います。それは講学上、実質的な意味の公務員としか言われていません。

福井専門委員 実質的に公務員法と同等のものはかぶっているわけですか。

江原民事局付 その守秘義務とか、あと、嘱託を拒否してはならないとか、兼業禁止、そういうのは入っています。

福井専門委員 賄賂は。

江原民事局付 賄賂は勿論あると言われていました。

福井専門委員 そういう意味で、今の公証人は公務員ではない民間人で、もう民営化しているんだという御主張ですか。

江原民事局付 委員がおっしゃられる行為規制というのがそういうことであれば。

福井専門委員 そうであれば、要するに一種の資格者という認識でよろしいわけですか。弁護士や司法書士と同じような。

江原民事局付 それと、講学上は公証という言葉自体が公の権力や国が行う事務であるというふう整理されていますので、そういうものを行う公証人というのは実質的な意味の公務員だということです。

福井専門委員 国の権力行為なんだけれども、民間人としての公証人たる資格を持つ者に既にやらせているんだという頭の整理ですね。

江原民事局付 講学上は。

福井専門委員 だから、既に権力行為、公証事務というのを民間人がやっているわけですね。

江原民事局付 ここで言う民間開放という意味がそういうものであれば、そういうことです。

福井専門委員 とすれば、もうちょっとこれを根っこで言うと、公証人には非常には参入障壁があると皆さんおっしゃるものですから。

江原民事局付 それは恐らく、前の総合規制改革会議のときからの議論で、要するに公募制度が取られていなくて、事実上、裁判官とか検事出身者からだけしか任用されていないのではないかとこのことを指しているものと思われます。

福井専門委員 この間、お聞きしたら、弁護士から応募したらみんな落とされたとか。違いましたか。

江原民事局付 弁護士から応募があったんですが、なぜか、その方の個人的な都合ということなんですけれども、辞退されたんです。

福井専門委員 辞退させたのではなくて。

江原民事局付 いえ、それは全くありません。

鈴木主査 公募に50人とか40人とか書いてありますね。その人たちの出身は何ですか。

江原民事局付 結果的に、過去の公募制度が始まって以来、採用された人たちは変わっております。

鈴木主査 同じですか。

江原民事局付 応募が弁護士から1件あっただけです。

福井専門委員 検察官、裁判官、書記官なり、元法務省職員以外でなった人は。

江原民事局付 公募制度が始まって以来は、残念ながらございません。

福井専門委員 やはり、そこが実質的な参入障壁と言われる端的なゆえんです。そんなものは公募とは言わないでしょう。結果としてだれも来ないのに、公平に門戸を開いていますというのは全く言語矛盾です。

江原民事局付 それは結果としてそうなっているというだけでして、恐らく、我々の推察するところでは先ほど言ったような必要な行為規制、つまり、兼業禁止とかそういうところから躊躇が生まれているのではないかというふうに認識しているところなんです。

福井専門委員 公証人の所得について、お調べいただくことになっていませんか。

江原民事局付 前回、資料を提出させていただいたと思います。

福井専門委員 何ページでしたか。

江原民事局付 これには書いてありませんが、前回のヒアリングの後に提出させていただいた資料です。

福井専門委員 事後的資料ですか。

事務局 7ページ(?)です。

江原民事局付 平均で270万円程度だと思います。

福井専門委員 月に270万円で、ボーナス除きで、かける12で年収なわけですね。

江原民事局付 ということはないです。粗利です。

福井専門委員 必要経費は幾らぐらいかかっているんですか。

江原民事局付 それはわかりません。それは公証人によって違いますので、開業している役場ごとに違います。

福井専門委員 これは、この収入の中で事務所維持費を払っているだけなんですか。

江原民事局付 書記の個人の給料とかも含めて、すべてです。

福井専門委員 ですから、基本的には賃貸経費と、事務員を雇っていれば事務員の人件費と、あとは電話、コピーとか。

江原民事局付 はい。いろいろ必要だと思います。

福井専門委員 それでは、大したことはないですね。

江原民事局付 と思います。

福井専門委員 ということは、ものすごい収入ですね。

江原民事局付 大したことないというのは経費ですか。経費は役場所在地によっては非常に高額になると思います。

福井専門委員 弁護士の平均年収よりはるかに高いですね。

江原民事局付 それはどうでしょうか。もし、そうであれば弁護士からの応募が多くあるのではないのでしょうか。

福井専門委員 これも必ずしも実証的な話ではないですが、ある裁判官から聞いた話では、裁判官OBは公証人になれなかった人が仕方なく弁護士事務所を開業するということです。それは事実に近いのでしょうか。

江原民事局付 それはないと思います。それは個々人に聞いてみないとわかりませんが。

東京等の首都圏で開業している公証人はかなり一等地で開いていますので、その費用というのは莫大だと思います。

福井専門委員 とすると、この人が民間人だということであれば、それはやはり採用の問題にかなり行き着くかもしれません。

江原民事局付 ですから、広く門戸を開放していて、全く差別しておりません。

福井専門委員 そうはなっていないとしか言えないので、1人もいないというのはやはり異常です。

江原民事局付 まだ始まったばかりの制度ですので、我々としても今後の動向を見てみないと判断できません。

福井専門委員 応募自体は、累計で何人ぐらいだったんですか。

江原民事局付 司法書士とか企業法務経験者も合わせますと、通算で6名です。

福井専門委員 6名のいずれも水準に達しなかったということですか。

江原民事局付 弁護士は自ら辞退されたので、そもそも試験を受けていません。

福井専門委員 それ以外は。

江原民事局付 それ以外の司法書士、企業法務経験者については水準に達していませんでした。

鈴木主査 やはり、そういうぐらいの結果ですか。

公証人の問題は私、やったし、当時の事務次官は、考え方を改めてやるなんて勢いがよかったが、その結果は似たり寄ったりで。

江原民事局付 我々としては採用したいと考えております。

福井専門委員 その6人のうち、1人は辞退ですね。

江原民事局付 はい。

福井専門委員 落とされた5人の人の落とされた理由を、勿論、固有名詞はわからなくていいんですが、具体的に後ほど教えていただけませんか。いかなる意味で、その水準に達しなかったのかということですか。

江原民事局付 これは、いろんな要素を勘案して決めています。

福井専門委員 試験問題とかインタビュー内容は公表されていますか。

江原民事局付 面接試験でございまして、公表しておりません。

福井専門委員 筆記試験はないんですか。

江原民事局付 5名の方には実施しておりません。

福井専門委員 よけい怪しいではないですか。何で筆記試験ができないんですか。これは法律事項でしょう。

江原民事局付 それは公募が小規模であるため、筆記試験を行うことが必要なく、かつ合理的でないためです。

福井専門委員 だけれども、面接で落とすなら、本人に対しても勿論でしょうけれども、仮に民間人であっても、これはある意味では国家的な独占資格なわけですから、なぜ落とされたのか、なぜ通じたのかということについて、ちゃんと納税者に説明できるようにしていただかないと困ります。

江原民事局付 応募者の経歴が多様ですので、それに応じて口述試験の内容も試験の内容も一様ではございません。

福井専門委員 だとすれば、こういうことです。要するに、そういういかがわしいやり方で試験をやっているという試験制度自体を完全に改めていただくか、それとも、こういういかがわしくない形で民間人を端的に公証事務に参入させるか、どちらかを選んでいただくしかないと思います。

江原民事局付 試験を実施しているのは法務省の組織ですけども適正に行っています。

福井専門委員 試験の面接内容とやりとりのサンプルでいいですから、通った人10名ぐらいと、落ちた人5名を教えてください。

江原民事局付 それは個人情報に関わるものですから。

福井専門委員 だれが応募したかは公表されていないでしょう。だから、固有名詞を除いていただいて結構です。

江原民事局付 かなり人数が少ないですから、個人の特定につながるおそれがあります。

福井専門委員 それにしても、おかしいです。司法試験だって、最近落ちた人は点数開示でしょう。

江原民事局付 司法試験は、膨大な人数ですから匿名性も担保できますが、公証人の公募の不合格者は、わずか6名しかいませんので。

福井専門委員 しかし、それで落ちた理由、通じた理由の基準も明らかにできないというのだったら、これは試験が極めていかがわしいということの証拠にほかならない。

江原民事局付 基準としては、勿論あります。

鈴木主査 そうしたことなので、今、話を聞いていて非常にがっかりしてしまったのだけれども、それでは、私、資格問題の主査もやっておるから、もう一回、今年は無理として、来年やってみようかという気がします。

もう一つ、ITの問題として、これだけ電子化が進んできているから、例えばタイムスタンプというようなものが課題となっています。だから、それに確定日付効力を持たせることは重要な課題です。

そうすると、そういうものに対してだれが参入するかという議論はこれからしていこうというふう

に思っていますが、その受け手はおたくの方になるわけですね。

江原民事局付 確定日付の付与の話ですか。

鈴木主査 確定日付、タイムスタンプとっていて。

江原民事局付 それは公証人にもできることになっています。

鈴木主査 逆に私が言いたいのは、そういうことだったら確定日付だけではなくて、内容証明とか、公正証書のような証明力の極めて強いものをつくるということは、ITの技術でやれるという問題もあるわけです。

そういう話になってくると、一つの制度の中で人間を増やしていくから、それで新しく増えた部分は公募なのだから民間開放だとおっしゃっておられるけれども、実は民間開放に一つもなっていないということなのけれども、それはもうちょっと違った意味での民間開放というのか、システムのつくり直しになってくるとい問題もあります。

そうなるということ、本当の民間開放というのか、今までの公証人専権事項であったもののシステムのやり替えということになってきますので、また、この問題は別な問題ですけれども。

江原民事局付 今、鈴木主査がおっしゃった確定日付の付与は勿論、公証人もできるんですけども、公証人の独占業務ではなくて、民法施行法という法律でいろいろ決まっているところがございます。内容証明郵便を始めとして、ほかの制度がいろいろ利用されているところというふうに承知しております。

福井専門委員 あと、公証人の面接官はどういう人がなっているんですか。公表していますか。

江原民事局付 法務省の職員です。

福井専門委員 具体的には、法務省のだれがなっているんですか。

江原民事局付 公証人の任用形態には2つありまして、弁護士、裁判官、検察官の法曹資格者と、それに準ずる法的知識を有する者です。裁判官、検察官、弁護士の方につきましては。

福井専門委員 だれが試験委員、面接官をやられているかと、それから、そこで一体何を聞いて、どういう答えを出したら合格で、どういう答えを出したら不合格だという明確で客観的で、だれにも不公正でないと思われるような基準をお出しください。

更に言えば、試験制度について、さっき申し上げたのは二者択一だと思います。こういうでたらめの試験をやり続けるのであれば、完全に別の形でまともな民間参入を全面的に許すか、どちらかです。

試験制度について言っても、これは固有の話として申し上げれば、客観テストでこの問題についてちゃんと問題も公表して、平均点、最低点、最高点、得点分布、すべて公表して、この問題なり、あるいは面接でもいいですが、こういう問いに対してこう答えた場合には合格だという、だれが見ても再現できるような客観基準での出題のみをすべきです。こういういかがわしいやり方は直ちにやめていただきたいと思います。法の番人の法務省がやっている試験とは到底信じ難い。

江原民事局付 我々は適正にやっております、いかがわしいとかでたらめとは決して思っておりません。

福井専門委員 だったら、その証拠を教えてください。今、お聞きした限りでは全く根拠がわからない。

鈴木主査 次に進みましょう。

福井専門委員 はい。

それでは、遅くまでありがとうございました。

それでは、競売をお願いします。

それでは、済みませんが、5分程度でポイントを御説明いただきまして質疑といたしたいと思いません。

小野瀬参事官 法務省民事局の小野瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回の質問事項に対する回答でございますけれども、まず、競売手続をアウトソーシングしていることを制限している法令の有無、ある場合にはその具体的な内容等につきましてでございますが、競売手続につきましては民事執行法が規定しておりまして、民事執行法の中では、この資料のところにありますような条文が民事執行の主宰者を規定しているところでございます。

すなわち、第2条におきまして「民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う」と規定されておりまして、続いて、第44条のところで「不動産執行については、その所在地（前条第二項の規定により不動産とみなされるものにあつては、その登記をすべき地）を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する」という規定がございまして、この規定が不動産担保権の実行についても188条で準用されているところでございます。

したがいまして、民事執行法上、競売手続は裁判所が主宰するということになっているわけでございます。

また、次の10ページでございますが、裁判所が行う競売手続の中では裁判所、あるいは裁判所書記官、その他諸々の者が手続に関与するものでございますけれども、例えば、ここにありますような現況調査とか、売却の実施、内覧の実施等につきましては執行官の権限事項とされております。

次に、10ページの一番下のところでございますけれども、このような主宰者等の規定の合理性というところでございますけれども、11ページにございまして、民事執行法は国が民事執行を行うものとしてございますけれども、やはり競売手続の公平中立性を確保する。また、そのために強制権限を行使する必要があるということがその理由として挙げられるかと思えます。

すなわち、債務者の不動産を差し押さえて、これを強制的に換価する。また、多数の利害関係人の利害や法的地位に影響を与えるということから、手続の公平中立性を確保することは必要不可欠だろうと思われま。

また、特に我が国におきましては暴力団関係者等による執行妨害が行われているという実情がございまして、こういうためにも、例えばこういう者を排除するための強制権限の行使ということもございまして、国の公権的な手続によることが不可欠であるというふうに考えられます。

このようなことから、競売手続を民間に委託することは困難であると思われまけれども、なお、現在でも民間委託することができる部分につきましては、例えば評価人としての専門知識を有する民間の方の選任、あるいは競売物件の情報提供についての民間企業への委託といったところで既に実施がされておるところでございます。

つづきまして、12ページでございますが、アメリカの民間競売制度をそのまま導入することが日本

において困難だったとしても、日本式でなじむような民間が入ることができる競売制度を構築して、従来の競売と両立させつつ制度を運営していくことについての見解、あるいは、それができないとした場合の具体的な弊害ということでございますけれども、民間による競売制度の構築に伴う具体的な弊害についてでございますけれども、例えば以下のような点を指摘することができると思われれます。

まず、手続の公平中立性を害するおそれがあるというふうに考えられます。例えば、入札につきましては、期間入札制度というものを採用するにいたしましても、先行してされました入札価額に関する情報管理が徹底されませんと市場の公平さが失われることとなる可能性があるわけでございます。特に、我が国におきましては、暴力団が執行妨害行為を行うといったような実情があるところから、この手続の公平中立性が失われるおそれがあるのではないかと考えます。

更に、アメリカのように、例えば最低売却価額を定めないものとするというような制度につきましても、今、申し上げましたような執行妨害行為が行われている実情を踏まえすと、暴力団が執行妨害行為を行うことによってほかの者に入札させないようにしつつ、自ら、あるいはその関係者が不当に安い価格で落札するというようなおそれがあるものと考えられます。

また、競売におきましては配当ということで、多数の債権者への配当が行われるわけでございますけれども、そういうものも公平適切に行い得るのかという点についても検討する必要があるのではないかとこのように考えられます。

このような問題点があることに照らしますと、なかなか「日本式で馴染むような民間が入ることができる競売制度」の構築、運営につきましては、現時点では困難ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

福井専門委員 ありがとうございます。それでは、質疑といたします。

2つ目の、具体的な弊害ということなんですが、情報管理というのは守秘義務をかければいいではないかということですね。

小野瀬参事官 結局、国がやるということの信頼性の問題に当たりまして、守秘義務というものを。

福井専門委員 だから、民間人だと守秘義務をかけても漏れるという御主張ですか。

小野瀬参事官 やはり、そこは国が制度としてやる方が信頼性が高いというふうに考えております。

福井専門委員 そうすると、KDDとかNTTのオペレーターなどは守秘義務がかかっているけれども、ぼろぼろ個人の通信の秘密もばらしているわけですか。

小野瀬参事官 それは制度といたしまして、こういったような人の財産を強制的に売却するという場合につきましては、そういったような制度の趣旨とそういうおそれというものを考えれば、やはりそういうものを守秘義務をかければそれで済むということではないのではないかと考えられます。

福井専門委員 小野瀬さんが裁判官として人の秘密を漏らさないのは、公務員だからですか。公務員であるという身分があるから漏らさないんだと本気で思われますか。それは、公務員法に守秘義務がかぶっているからではないですか。KDDのオペレーターだって同じです。

小野瀬参事官 やはり守秘義務とともに、国としてやっているというようなことが。

福井専門委員 それでは、逆にこういう聞き方をしましょうか。公務員法から守秘義務の規定を除

いても秘密が守られますか。

小野瀬参事官 まず、守秘義務は大きいものだと思います。

福井専門委員 法律家とも思えないようなことを繰り返しおっしゃるんですが、守秘義務にせよ、洗職の罪にせよ、あるいは中立性保持義務にせよ、立法による公益性担保の産物です。それに伴って効果が発生しているんです。公務員という一種の単なるレッテルを張ったら、それに伴って守秘義務が出るとか中立性が出てくるというようなことをおっしゃる省庁は、今では小野瀬さんの役所だけになっています。つい先ほども同じことを申し上げましたが、こういうそもそも論で不毛な議論をするのは今日限りやめていただきたい。

それから、例えば、徴税とかを含めても、基本的には立法政策の問題ですから、民間人は権力行為ができないとか、行政処分ができないとか、司法の権限を振るえないということは、行政法の教科書にも、あらゆる理論、最高裁判例にもありませんから、こういうばかげたことを繰り返しおっしゃるのは金輪際やめていただきたい。

「アメリカのように最低売却価額を定めない」とありますが、これはこの間、改正したではありませんか。実質廃止と同じ、2割引きまでOKということになったわけですから、それでやれば、アメリカとほぼ同様の事情になるということは、むしろこの間の立法理由にされていたわけですね。

小野瀬参事官 実質廃止とは、私どもは全然考えておりません。

福井専門委員 我々はそう思っていますから、それは何と考えられても別に構いませんが、2割引きまで構わない最低売却価額ということ自体が最低の意味を変えているわけですから、それを適用すればいいだけのことです。

小野瀬参事官 私どもは、やはり2割しか下げないという考えです。。

福井専門委員 だから、それは構わないのです。何で異常な想定をするんですか。最低売却価額なしにせよなどと、質問のどこに書いてあるんですか。今度、我々の主張に基づいて立案していただいた2割引き案を適用すればいいではないですか。

小野瀬参事官 私どもは、具体的にどういう制度を御提示されているのかがわからなかったところですので、アメリカの民間競売制度を。

福井専門委員 わからなければ聞いてください。要するに、こういうまるで建設的でない議論ではなくて、どうすれば弊害が除けるのだろうかということを、具体的、実質的に議論しましょう。議論に入らないためだけのこういうばかばかしい議論をやるのはお互い不毛ですから、やめていただきたいと思います。

それから「多数の債権者への配当を公平適切に行いうるのか」というけれども、現にアメリカでやっているではないですか。それでは、何でアメリカの民間競売業者ができることが日本でだけできないんですか。

小野瀬参事官 日本におきましては、非常に多数の、例えば後順位抵当権者等が複数ある場合。

福井専門委員 アメリカでは後順位抵当権者が、複数はいないんですか。

小野瀬参事官 そこは私どもわかりませんけれども。

福井専門委員 わからないんだったら、あっちでできていることがこちらでだけできない、などと

いう僭越なことをよく言いますね。アメリカでできているかできていないか調べてからにしてください。こういうことは繰り返し我々も申し上げているんだから。こういう不誠実なことはやめていただきたいのです。

小野瀬参事官 例えば、後順位抵当権者につきましては、非常に債権額が小さいといったような指摘もございます。ちょっとそこ以上は。

福井専門委員 アメリカより小さいんですか。その立証データは。

小野瀬参事官 そこはわかりません。

福井専門委員 わからないのにこういうことを言うということ自体がおかしいのです。

小野瀬参事官 ただ、現実問題として、今の日本のこういった非常に複雑な配当手続を行うことについては、やはり国がやるべきだということをお願いしただけです。

福井専門委員 それは根拠になっていないでしょう。多数債権者がいるから無理だと言うんだったら、アメリカでうまくいっているということについては、裁判官のレポートも含めて既に幾つも報告があるわけです。アメリカでうまくいっていることが日本でうまくいかないというのだったら、アメリカのことを調べてから口走るべきでしょう。

小野瀬参事官 そういった一つの検討すべき。

福井専門委員 一つのではない。あなたが言っていることは、多数の債権者がいたらだめだと言うのだから、アメリカでは日本と比べて圧倒的に多数でないという命題を証明してからこういうことは口走っていただきたい。

小野瀬参事官 それは検討する必要があると書いておりますので、本当にアメリカでうまくいっているのかも含めて、それだったら、アメリカだとどうしてうまくいっているのかも含めて。

福井専門委員 あなたは、それだからだめだと言っているのではないですか。それでは、だめだと言う前に調べますということを宣言されたらどうですか。

小野瀬参事官 検討する必要があるということですので。

福井専門委員 それでは、検討してください。アメリカのことをちゃんと調べた上で、次回持ってきてください。

それから、もう一つ、前半の方ですが、排除のために国の公権的な手続が要ると書いてある。例えば、暴力団が居座っているというようなことを想定されているんでしょうが、排除のために何らかの権限行使が必要だというのは、別に民間がやろうが公務員がやろうが、どちらにしろ執行官自身が完全に排除などできるわけではないのです。よほど屈強な人だったら、民間人でも公務員でも、現行犯逮捕は、現行法でもできるわけですし、そうではなかったら、ふつうはこんな危ない人がいたら警察官の立ち合いを求めて公務執行妨害の現行犯で逮捕してもらうというのが常識ではないですか。裁判官やってらっしゃったのに、そんなこともわからないんですか。何で民間人にそんなことをやらせる必要があるんですか。こういう異常な想定を重ねるからできなくなるのではないですか。考え方の前提が狂っています。

小野瀬参事官 ここで申し上げているのは、要するに、今、民事執行制度を国が運営していると。こういったような排除というものも民事執行手続の一部分であると。したがって、こういうものは国

がやるべきだということを書いてあるわけです。

福井専門委員 国がやればいいではないですか。警察官の国家権力の発動そのものです。

小野瀬参事官 ですから、その部分は民間にゆだねることはできないということです。福井専門委員 そんなことは、アメリカのことにについて山ほどあるレポートの中で幾らでも書いてあることで、私の論文にも書いてあります。そういう情報も前提にしないで、こういういかがわしい、全く事実を反するような想定を重ねてできないと言う。小野瀬さん、資質がおかしいのではないですか。前回に引き続き、今回も。

小野瀬参事官 そういったような、例えば、強制権限を民間が行使するというのはできないと。相当ではないと。

福井専門委員 例えば公務執行妨害で逮捕してもらうというのはアメリカがそうであるように、当然の前提でしょう。だれがそんなことを言っているんですか。民間競売会社が強制排除の権限を持たないといけないなんてだれか言っていますか。我々、1回でも言いましたか。

小野瀬参事官 具体的にどのようなものをお考えなのか我々わからないわけです。そういう民間競売ということで。

福井専門委員 だったら調べてください。それはあなた方の業務です。これは政府として官業民営化を図るという国家意思の一環としてやっているんです。人ごとではなくて、検討主体は法務省です。我々は、それについて一種の助言をしているわけです。調べる主体は自分なんだから、責任感を持ってやってください。

小野瀬参事官 調べるといいですか、一切、国が関与しない、民事執行手続に一切関与しないというようなものが少なくとも。

福井専門委員 だれがそんな異常なことを言っているんですか。

小野瀬参事官 ですから、我々はそれがわからないんです。具体的にどうい。

福井専門委員 アメリカの制度が、どういうものかそもそも知らないんですか。これだけ議論を重ねていても知らうともしない、勉強もしない。よくそれで参事官が務まりますね。

私の論文も読んでください。アメリカだって全部、裁判所の管理の下にやっているんです。アメリカの非司法競売は、一体だれが民間で独立してやっているなどと言っていますか。まともな議論の前提を整えてからいらっしゃってください。今日はもう打ち切りましょう。

よろしいですか。

鈴木主査 いいです。

福井専門委員 お帰りください。次回は、民事局長か審議官においでいただきます。こういう不誠実な参事官と応答することは、今後一切ないと考えてください。